

香川県報



第 65 号

平成 16 年

8 月 17 日（火曜日）

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	一
生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	〃	〃
生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出	〃	〃
生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	〃	〃
生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	〃	〃
生活保護法の規定による指定介護機関を再開した旨の届出	〃	〃
身体障害者福祉法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	三
知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	〃	〃
児童福祉法の規定による事業者の指定	〃	〃
道路の供用開始	（道路保全課）	四
道路の区域変更	〃	〃
道路の位置指定	（建築課）	五
落札者等の公示	（情報政策課）	〃
肥料の登録の失効（二件）	（農業経営課）	〃
土地改良区の役員就退任の届出	（土地改良課）	六
開発行為に関する工事の完了	（建築課）	〃
開発行為に関する工事（公共施設）の完了	〃	七

告 示

香川県告示第五百六十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、七、一	有限会社荘野薬局	小豆郡内海町苗羽甲八五四番地一七

香川県告示第五百六十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。
 平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、三、三一	ス工業局	綾歌郡綾南町大字陶五七七番地一
平成一六、六、三〇	荘野薬局	小豆郡内海町苗羽甲八五四番地一七

香川県告示第五百六十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。
 平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、四、一二	有限会社日和薬局	丸亀市津森町一七七番地三

香川県告示第五百七十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関

を次のとおり指定した。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、五、一	西山脳神経外科病院 院介護支援ステーション 坂出市加茂町五九 一番地	医療法人社団西山 脳神経外科病院 坂出市加茂町五九 三番地一	居宅介護支援
平成一六、五、一	西山脳神経外科病院 院デイケアセンタ 坂出市加茂町五九 一番地	医療法人社団西山 脳神経外科病院 坂出市加茂町五九 三番地一	通所リハビリテーシ ョン
平成一六、五、一	西山脳神経外科病 院訪問介護センタ 坂出市加茂町五九 一番地	医療法人社団西山 脳神経外科病院 坂出市加茂町五九 三番地一	訪問介護
平成一六、七、二六	ケアプランセンタ 憩 木田郡三木町大字 田中四四六八番地 一	有限会社さぬきヒ ューネット さぬき市寒川町石 田東甲一一三六番 地六	居宅介護支援

香川県告示第五百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、四、三〇	西山脳神経外科病院 院介護支援ステーション 坂出市加茂町五九 三番地一	医療法人社団西山 脳神経外科病院 坂出市加茂町五九 三番地一	居宅介護支援
平成一六、四、三〇	西山脳神経外科病院 院デイケアセンタ 坂出市加茂町五九 三番地一	医療法人社団西山 脳神経外科病院 坂出市加茂町五九 三番地一	通所リハビリテーシ ョン
平成一六、四、三〇	西山脳神経外科病院 院訪問介護センタ 坂出市加茂町五九 三番地一	医療法人社団西山 脳神経外科病院 坂出市加茂町五九 三番地一	訪問介護
平成一六、六、三〇	荘野薬局 小豆郡内海町苗羽 甲八五四番地一七	荘野 峯緒 小豆郡内海町苗羽 甲八五四番地一七	居宅療養管理指導

香川県告示第五百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を再開した旨の届出があった。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

再開年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、五、一	訪問看護ステーション三本松	社会福祉法人三本松福祉会	訪問看護

東かがわ市三本松 一六八四番地一
東かがわ市三本松 一六八四番地一

香川県告示第五百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇二〇四一 一一	株式会社コムスン 東かがわケアセン ター 東かがわ市松原字 本村六七八 一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇二〇五一 一八	株式会社コムスン 坂出マリンケアセ ンター 坂出市谷町一 四 二	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇二〇六一 一六	株式会社コムスン グリーンタウン高 瀬ケアセンター 三豊郡高瀬町大 下勝間字六ツ松一 二五一 一七五	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第五百七十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇六六一 一一	株式会社コムスン 丸亀ケアセンタ ー 丸亀市郡家町一八 一三一 一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇六七一 一九	株式会社コムスン 観音寺ケアセンタ ー 観音寺市観音寺町 甲一五三五 六	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇六八一 一七	株式会社コムスン 国分寺町ケアセン ター 綾歌郡国分寺町新 居一七九二 一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇九二二 一七	株式会社コムスン 東讀みきケアセン ター 木田郡三木町大 字 田中字柳原九六 一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇二〇四二 一〇	株式会社コムスン 東かがわケアセン ター 東かがわ市松原字 本村六七八 一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇二〇五一 一七	株式会社コムスン 坂出マリンケアセ ンター 坂出市谷町一 四 二	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号	平成十六年 八月一日	知的障害者居宅 介護

三七〇〇〇二 一〇一〇六一 一五	株式会社コムスン グリーンタウン高 瀬ケアセンター 三豊郡高瀬町大字 下勝間字六松一二 五一 一七五	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号	平成十六年 八月一日	知的障害者居宅 介護
------------------------	---	----------------------------------	---------------	---------------

香川県告示第五百七十五号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
 定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七〇〇〇三 一〇〇六六一 一〇	株式会社コムスン 丸亀ケアセンター 丸亀市郡家町一八 一三一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号	平成十六年 八月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇六八一 一六	株式会社コムスン 国分寺町ケアセン ター 綾歌郡国分寺町新 居一七九二一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号	平成十六年 八月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一〇四一 一九	株式会社コムスン 東かがわケアセン ター 東かがわ市松原字 本村六七八一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号	平成十六年 八月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一〇五一 一六	株式会社コムスン 坂出マリンケアセ ンター 坂出市谷町一 四 二	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号	平成十六年 八月一日	児童居宅介護

三七〇〇〇三 一〇一〇六一 一四	株式会社コムスン グリーンタウン高 瀬ケアセンター 三豊郡高瀬町大字 下勝間字六ツ松一 二五一 一七五	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号	平成十六年 八月一日	児童居宅介護
------------------------	--	----------------------------------	---------------	--------

香川県告示第五百七十六号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路
 の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十七日から同年九
 月七日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 紫雲出山線（二百三十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡詫間町生里字乃津庫二二〇二番一三 地先から 三豊郡詫間町生里字乃津庫九二七番一地先 まで	八・〇 一四・〇	一九五	平成十四年 香川県告示 第五百三十 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十六年八月十七日
 香川県告示第五百七十七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次
 のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十七日から同年九
 月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 石田東志度線（百四十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
さぬき市志度末六九三番一地先から	五・四	四・〇	一四・〇	一〇八八	道路改修工事に伴う現道拡幅
さぬき市志度末一一四番一地先まで	一四・〇	二四・八	一〇八八	一〇八八	

香川県告示第五百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 指定番号 長土指道 第七号
 - 二 指定年月日 平成十六年八月三日
 - 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字南中川一九九二二及び一九九八四
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル及び六・二メートル
延長 五七・八〇メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第四百十六号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十

五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十六年八月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 調達件名及び数量 ネットワーク機器一式
 - 二 調達方法 借入れ
 - 三 契約方式 一般競争入札
 - 四 落札決定日 平成十六年六月二十二日
 - 五 落札者の氏名及び住所 株式会社STNet 高松市春日町一七三五番地三
 - 六 落札金額 月額 一、三三三、五〇〇円
 - 七 入札公告日 平成十六年五月十一日
 - 八 落札方式 最低価格
 - 九 担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課 総務・IT推進グループ 電話番号 〇八七 八三二 三二四〇
- 香川県公告第四百十七号
- 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が平成十五年七月十五日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり公告する。
- 平成十六年八月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所
香川県第七二七号	蒸製骨粉	蒸製骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇	該当なし	株式会社 フジイ製肥 香川県香川郡香川町大野 二四九四 一

香川県公告第四百十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が平成十六年七月二十六日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号 香川県第 六四四号	肥料の 種類 蒸製骨 粉	肥料の名称 蒸製骨粉	保証成分量 (%) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇	その他の規 格 該当なし	生産業者の氏名又は名称 及び住所 株式会社 カガワミール 香川県坂出市昭和町二丁 目七番九号
----------------------	-----------------------	---------------	--	--------------------	--

香川県公告第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、琴平町土地改良区から役員の内任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	山下 正臣	仲多度郡琴平町七八六番地	平成一六、七、二二
"	藤田 一彦	" 五條九八五番地の三	"
"	佐々木 一	" 七五五番地	"
"	堀家 仁	" 一五二番地	"
"	國重 進	" 榎井三四〇番地の三	"
"	矢野 敬明	" 一〇〇五番地五	"
"	川田 英夫	" 苗田三一九番地	"
"	森井 和男	" 二二五番地	"
"	大北 秀穂	" 八六七番地	"
"	花岡 重信	" 一〇四六番地の一	"

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	山下 正臣	仲多度郡琴平町七八六番地	平成一六、七、二二
"	藤田 一彦	" 五條九八五番地の三	"
"	佐々木 一	" 七五五番地	"
"	堀家 仁	" 一五二番地	"
"	國重 進	" 榎井三四〇番地の三	"
"	矢野 敬明	" 一〇〇五番地五	"
"	川田 英夫	" 苗田三一九番地	"
"	森井 和男	" 二二五番地	"
"	石塚 宗明	" 七九七番地第一	"
"	花岡 信一	" 一一〇七番地	"
"	森 月夫	" 上榎梨一二〇番地	"
"	氏家 昭好	" 八一六番地の一	"
"	宮崎 知純	" 下榎梨一七三番地	"
監事	杉本 悟	" 上榎梨一〇九一番地の二	"
"	田中 晃	" 榎井八八四番地第二	"

香川県公告第四百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市土器町東一丁目五六三 一及び同地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡宇多津町二六二八 一四六

有限会社 ネット 代表取締役 前川 月代

香川県公告第四百三十一号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市土器町東一丁目五六三 一及び同地先水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員五・〇メートル、延長八・九メートル）

丸亀市土器町東一丁目五六三 一の一部

2 排水施設

排水敷地（面積一九・二三平方メートル）

丸亀市土器町東一丁目五六三 一の一部及び同地先水路

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡宇多津町二六二八 一四六

有限会社 ネット 代表取締役 前川 月代

平成十六年八月十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています